

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

令和6年6月から実施

定額減税について

令和6年分の所得税・令和6年度分の住民税について、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族(居住者に限る)が定額減税されます。

【減税額】

1. 本人(居住者のみ) 所得税3万円・住民税1万円
2. 同一生計配偶者または扶養親族(居住者のみ) 1人につき所得税3万円・住民税1万円
例) 本人+配偶者+子供(2人)の世帯の場合 所得税12万円 住民税4万円となります。

【実施方法】

所得税

1. 給与所得者…令和6年6月1日以降に支払われる給与から差し引かれます。
2. 事業所得者…令和6年分の確定申告時に適用
予定納税の対象者については令和6年6月以降に通知される予定納税額から本人分に係る金額が控除されます。同一生計配偶者または扶養親族に係る金額は予定納税の減額申請手続きにより控除が可能です

住民税

1. 給与所得者…令和6年6月分は徴収されず、令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均等に徴収されます。
2. 事業所得者…定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6)年6月分の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6)年8月分以降の税額から、順次控除されます。

◆日程

4月10日(水)

13時30分～

須崎市

多ノ郷公民館

2階大会議室

5月13日(月)

13時30分～

四万十町

地域交流センター

第1会議室

記帳教室 合言葉は「やってみよう！」

新しいことにチャレンジ!!

仲間と一緒に始めてみませんか



基本月1回開催しています。気軽に参加ください♪

税務署から問い合わせなどきていませんか?

きた時は慌てず、よく聞き民商へお電話を!!